

埼玉県公共事業の施行に伴う移転資金融資制度要綱 の運用のための細則

- 1 「埼玉県公共事業の施行に伴う移転資金融資制度要綱」第10条の規定に基づき、この細則を定める。
- 2 取扱金融機関は、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行及び埼玉縣信用金庫の県内に存する本支店とする。
なお、埼玉県に隣接する都県の特別区又は市町村内に存する支店を含むものとする。
ただし、移転先が県外となる場合で、取扱金融機関が認めるときは、国内に存する支店とすることができる。
- 3 法人及び借家人は、申込者となることのできないものとする。
- 4 担保等は、次の各号を原則として取扱金融機関と融資を受けようとする者が協議して定めるものとする。
 - (1) 取扱金融機関は、融資対象物件及びその敷地に第1順位の抵当権を設定できる。
ただし、住宅金融公庫等の公的機関併用の場合は、第2順位とする。
 - (2) 融資対象物件が、住宅又は敷地のみであっても住宅と敷地を共同担保とすることができる。
 - (3) 住宅の敷地が、借地の場合は、土地所有者の「借地に関する念書（印鑑証明付き）」を必要とする。
 - (4) 融資対象物件には、融資を受けようとする者に火災保険に加入させ、取扱金融機関は、火災保険の請求権に第1順位の質権を設定することができる。
 - (5) 担保物件は、県内に所存する不動産とする。ただし、原則として県内とする。ただし、取扱金融機関が認める場合はこの限りではない。
 - (6) 保証人は、連帯保証人をたてさせるものとする。ただし、連帯保証人に代えて、保証会社等の保証によることができる。
この場合において、担保物件に対する抵当権及び火災保険に対する質権は、保証会社等が設定するものとする。
 - (7) 融資を受けようとする者が、保証会社の保証による場合は、団体信用生命保険に加入しなければならない。
- 5 所長は、融資申込書を受理したときは、当該申込書に別紙調査意見書を添付して、県土整備部用地課長に送付するものとする。
- 6 県土整備部用地課長は、融資申込書の内容について、要綱及びこの運用により審査し、取扱金融機関は、融資額、返済能力及び担保等について審査するものとする。